九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

清代乾隆年間における官僚と塩商(一)：塩引案を中心として

滝野，正二郎
九州大学大学院文学研究科

https://doi.org/10.15017/24591

出版情報：九州大学東洋史論集. 15, pp.83-106, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清代乾隆年間における官僚と塩商（一）

――両淮塩引案を中心として――

滝野正二郎

はじめに

中国前近代、特に明清社会において、その国家及び社会を支えた主要な交通路は大運河と長江であった。大運河は経済先進地域である江南と、政治的・軍事的に重要な地域である華北とを結ぶ南北経済流通の主要な交通路であり、また長江は、その経済先進地、江南と、これと社会的分業をなす地域である江西・湖広・四川等とを結ぶ主要な交通路であった。この二つの交通路が交叉するのが、揚州を中心とする両淮地方である。加えて、揚州の北方、淮北の淮安において、西北方から黄河、西方から淮河が、それぞれ大運河に流入しており、この点からも、全中国の広域経済流通においてこの地方が占める重要性は非常に大きなものであったといえるであろう。この地方における物貨流通の状況を探ることは、全中国的な広域経済流通を考えるうえで、非常に重要な意味を持っていると思われる。

前近代社会の広域経済流通において、国家がその重要な契機を保有している場合があるが、中国も、その一つである。中国国家は広大な領域を中央集権によって統一している国家であるがゆえに、広域経済流通に対して重大な関心を寄せ、直接的・間接的にそれを管理しようとし、或いは、それを自らの財政運営に利用してきた。明清時代において例を挙げるとすれば、筆者が前稿[1]で扱った常関（鈔関）制度や、糧米を南から北へ輸送する漕運制度がそれにあたるといえよう。こうした国家と流通・遠隔地商業との関係を探ることは当該国家の財政の一端を明らかにするとともに、そうした国家の基盤にある社会の一面をも明らかにすることができると思われる。

清朝国家が物資流通に関係を持ったものとして、先述した以外にも塩政があげられる。塩は、人間の生活に欠くことができ

ないものであるとともに、産地が限定され、専売及び課税が比較的容易であるというのが、専売制を施行した一つの理由ではあるが、また一つには、山西商人・新安商人といわれる明清代の代表的商人集団の中核に塩商が位置しているように、塩は遠隔地商業において流通させられる商品の中で枢要な位置にあり、これを把握することは、商業を把握するうえで効果があると目されたと思われる。

こうした清朝塩政の中で両淮塩区は中国広域経済流通の要に位置し、その行塩区内に、江蘇・安徽・江西・河南・湖北・湖南・貴州七省、約二百六十州県庁を含み、百六十八万余引を額引として、清朝各行塩区中最大の規模を誇っていた。[2] 本稿では、乾隆三十三年、この両淮行塩区において発覚した「両淮塩引案」等と呼ばれる疑獄事件を素材として、その塩政にたずさわる官僚及び塩商の行動・人間関係を分析し、清朝国家（社会）における「官」と「商」の関係について考察してみたい。[3]

一、事件の経緯

両淮塩引案は、吉慶・高恒・普福の三人が相い継いで両淮塩政となった乾隆十年代から三十年代初頭にかけて、塩引の預提に関連して発生した不正事件である。塩引の預提について佐伯富氏は次のように説明されている。「乾隆時代は塩務の極盛時代で、額引は全部暢銷して不足したので翌年の塩引を繰上げて商人に与へた。これを予提と称した」。[4] つまり、塩引には、毎年暢銷すべき額が定められているが、それが乾隆年間には不足したため、翌年の額引の「前借」が行なわれ、これを塩引の「預（予）提」といったのである。なお、

表1　乾隆9～32年の塩政と塩運使

	塩　政	運　使
乾隆 9	吉慶	朱続晫
10	〃	〃
11	〃	〃
12	〃	舒隆安
13	〃	〃
14	〃	〃
15	〃	郭一裕
16	〃	何煩，呉嗣爵
17	普福	呉嗣爵
18	〃	盧見曾
19	吉慶	〃
20	普福	〃
21	〃	〃
22	〃	〃
23	高恒	〃
24	〃	〃
25	〃	〃
26	〃	〃
27	〃	趙之璧
28	〃	〃
29	〃	〃
30	普福	〃
31	〃	〃
32	〃	〃
33	尤拔世	鄭大進

乾隆十年から三十三年までの塩政・運使は同治『両淮塩法志』巻三四、職官によれば表1のとおりである。

まず、この事件の経緯を追っていくことにしよう。この事件が最初に発覚したのは乾隆三十三年五月末の[5]両淮塩政尤拔世の奏によるものである。『高宗実録』（以下『実録』と略す）乾隆三十三年六月癸亥には次のようにある。

癸亥…（中略）、又諭、拠尤拔世奏称、上年普福奏請、予提戊子綱引目、仍令各商毎引繳銀三両、以備公用。共繳貯運庫銀、二十七万八千両有零、普福任内、共動支過銀八万五千余両、其余現存十九万余両、請交内務府査収等語。

すなわち、前塩政普福任内に、預提塩引に対して毎引三両の繳銀を割りつけて徴収し、それを公用にあてていたが、その残りが、十九万余両あり、それを内務府に査収していただきたいと尤拔世は上奏したのである。この奏によって問題になったのは、この預提塩引毎引三両の繳銀が奏明を経ずに行なわれていたことであった。[6] しかも、塩引の預提は、乾隆十一年から二十年間にわたり、毎年二十万～四十万引も行なわれていたために、そのすべてについて毎引三両を繳銀させていたとすると、総計は実に一千万余両に上ることになる。そこで、乾隆帝は、尤拔世及び江蘇巡撫彰宝に対して、速やかにこの事件を徹底清査するように命じた。これに対して両人は揚州での訊問の結果を次のように報告している。

查、普福任内予提丁亥綱銀、十八万九千余両、曾開銷銀八万四千余両。惟是、予提引張銀両、一切俱係総商経手、因伝喚総商詳訊、并令其開出清単。查、歴年提引各商、共獲余利銀、一千九十余万両。拠称、歴年弁貢及予備差務、共用過銀、四百六十七万余両、尚有各商未繳余利銀、六百数十余万両。[7]

これによれば、余利銀――預提塩引毎引三両が付加されたもの――の総計は一千九十余万両に及び、貢物の買弁や差務にそなえる銀が四百六十七万余両開銷されている外、六百数十万両が未だ塩政衙門には納められていないのである。この六百数十万両については、これに続けて、

伏思、此項銀、必与塩政等、有暗行餽送情弊。

とあるように、密かに塩政へ送られていたと予想されたのである。その額については、

拠総商黄源徳・江広達等供称、辛己綱、両次繳過高塩政銀、八万五千九百余両、丙戌綱、又送銀四万両、乙酉綱、又送銀一万両、均係管事人顧蓼懐経手収進。

とあり、塩政高恒に十三万両余が顧蓼懐という人物を通じて送られていたことが明らかになっている。顧蓼懐は高恒の「家

人」ではないかという疑いがもたれたが、高恒の自供によれば、

拠称、顧蓼懐並非家人。係従前自蘇州聘来弁貢之人。一切事務、皆其経手。此時想現在蘇州等語。

とあり、[8] 家人ではなく、蘇州から、貢物徴達の事務の為に招いた人間であるとしている。この顧蓼懐についても、揚州において取調べが行なわれたが、

拠顧蓼懐供称、自乾隆二十三年四月起、至二十七年閏五月、陸続収過黄源徳等五商交付銀四万八千四百五十九両、並収過洪充実銀三万両、又於乾隆三十年八月内収過汪啓源銀一万両、俱係我経収、是実。至洪充実名下預提辛巳綱、另有七千五百両。又預提丙戌綱繳送高塩政、置弁班務行頭銀四万両、並非我経手、要問高塩政管総家人張文学的。再我又乾隆二十五年収過黄源徳等五商銀、七万一千九百二十八両、送交高塩政、即発弁物件応用、此係黄源徳等前供遺漏未開的。我通共経収銀、有一十六万三百八十七両、其余並無隠混。

とあり、[9] 高恒が収納した銀は総計二十万七千八百八十七両あり、そのうちの十六万三百八十七両が顧蓼懐の手を経たものであり、残りの四万七千五百両は、高恒の家人張文学の手を経たことがわかる。

これらの報告に対して乾隆帝は満足しなかった。それは、

是前後積算、已及二十万両之多。高恒身受朕恩、乃敢肆意侵漁、若此、殊出意料之外。但思此項銀両、為数既多、其中或全係高恒入己、或係顧蓼懐代弁貨物、不可不分晰査究、俾款項分明、厘毫不致牽混。若僅含糊結局、尚不足以定高恒之罪。

とあるように、[10] 高恒のもとに繳送されたという二十万両余の銀両が、すべて高恒によって着服されたのか、それとも、貢物の買弁等に使用され、高恒が個人で着服したわけではないのか、双方あるとすれば、どの部分が前者で、どの部分が後者なのか、明白ではないというのである。これについては、これ以後、調査が進められ、顧蓼懐は京師に押送されて軍機大臣の訊問を受けた。

諭軍機大臣等、拠彰宝等解到顧蓼懐一犯、並取具画押供詞、即交軍機大臣提訊。拠顧蓼懐供、経手銀十五万余両、俱係代商人置弁物件、並無交与高恒収受情節、与揚州所取之供、全不相符。詰其因何供詞互異情由、則称、在揚州時、承審之揚州府知府、不准説是代弁物件、勒令供称繳進高恒署内等語。…（中略）…所有顧蓼懐供詞、及開出総帳、著寄交彰宝等、伝集衆商、詳細訊問、如顧蓼懐所供情節、及所開帳目、与当日原弁情形、悉皆符合、則無庸置問、該撫等即行取供奏聞、

若衆商指出顧蓼懐供詞不実、伊等另有証拠可憑、即令総商等、公議出二人、随楊魁等同来、与顧蓼懐質対、将此伝諭彰宝・尤拔世、知之。

とあるごとく、軍機大臣の訊問を受けた顧蓼懐は自供を翻した。自分が経収した十五万余両は全て高恒のもとへ繳送したという揚州での自供は、取調べにあたった揚州府知府楊魁らの強要によるものであり、事実は、それらの金は全て自分が商人の代理として買弁するため使用した、というのである。この顧蓼懐の証言は塩商らの再度の自供とも符合しなかったが、最終的には、次のような形で決着を見た。[11]

軍機大臣等奏、両淮提引一案、前因顧蓼懐到京供詞、与揚州所供不符。将承審之揚州府知府楊魁・甘泉県知県竜燦岷、及総商江広達等、来京質対。緣顧蓼懐初到揚州時、因無高恒可質、即妄供交高恒収受。及至解京、又以無商人可質、即称係商人託令弁物。其実顧蓼懐経手之十五万両、係高恒託令向商支銀製弁物件、並非高恒尽行侵用、亦非商人託令代弁、承審官委無用刑勒供情事、但不能細加詰問、殊属疎忽、応将楊魁等及同審之道員、交部察議。従之。[12]

すなわち、顧蓼懐が経収した十五万余の銀両は、商人に代わって顧蓼懐が買弁したのでもなく、また高恒が全てを着服したのでもなく、高恒が商人から銀を出させて「物件」(恐らく貢物)を買弁させるのに使用されたのである。この結果、高恒は、銀三万二千両を収受したということによって罪を定められることとなった。[13]

一方、普福に関して問題となっているのは次のようなことである。

普福任内、則收受丁亥綱銀、私行開銷者、已八万余両。[14]

すなわち、八万余両の「私行開銷」という点である。

普福について明らかになっているのは、三度目に両淮塩政に着いた任期中の三十一年・三十二年分の預提塩引余利銀の処理についてである。『乾隆檔』第三一輯、一〇七頁、乾隆三十三年六月二十日の尤拔世・彰宝の奏摺に次のようにある。[15]

……乾隆三十一年普福任内、預提丁亥綱二十五万引、除淮北五万引、向来余利無多、不令繳銀外、其淮南二十万引、普福派給各商未繳銀者、計十三万七千七十六引、其每引繳銀三両者、計六万二千九百二十四引、普福収銀十八万八千七百七十二両、除在外開銷銀八万四千六十七両、其余銀十万四千七百四両零。普福解交内務府銀、六万九千二百七十七両零、又解内務府抵換金銀牌課計銀三万五千四百二十六両零。再乾隆三十二年、預提戊子綱、二十五万引、除淮北五万引、向無余利

不令繳銀外、其淮南二十万引、普福派給各商領運、計十万七千二百九十五引、俱未繳銀、其余九万二千七百五引、係運司趙之璧護印任内、派商領運、毎引繳銀三両、共収銀、二十七万八千一百十五両、除在外開銷銀、八万五千四百七十六両零。其余十九万二千六百三十八両零、即係臣尤拔世現在奏請起解之数。

これによれば、三十一年には丁亥綱六万二千九百二十四引について毎引三両、総計十八万八千七百七十二両の余利銀を徴収した。そして、このうち十万四千七百四両を内務府に解送し、八万四千六十七両を在外開銷した。また、三十二年には、戊子綱九万二千七百五引について毎引三両、総計二十七万八千百十五両の余利銀を徴収しているが、この時、普福は揚州におらず、塩運司使趙之璧が塩政任務を代行していたので、普福の責任範囲外であるというのである。従って普福の三度目の任内で問題になったのは、三十一年の「在外開銷銀」八万四千六十七両である。これが先述したように「私行開銷」したものであるとされたのである。ここでもまた、普福自身が着服した分がいったいどれだけなのかということが問題となっているのだが、最終的には、

軍機大臣会同刑部議奏、原任両淮塩政高恒・普福侵蝕塩引余息、高恒収受銀三万二千両、普福私銷銀一万八千八百余両、均応照例擬斬、監候、秋後処決。顧蓼懐包攬漁利、応依律擬絞、監候、秋後處決。従之。[16]

とあるように、高恒は三万二千両を収受し、普福は一万八千八百余両を私に開銷したとして斬に処せられ、顧蓼懐も、買弁に関する包攬漁利の罪で絞に処せられたのであった。

前掲表1によれば、塩引の預提が問題となったこの時期、最も長く塩運司使の任に就いていたのは盧見曽である。この盧見曽は、この事件が発覚した時、既に離任し、故郷の山東省徳州に帰っていたが、彼もこの事件に関係していると見て、調査が行なわれた。その結果、

而盧見曽亦查有令商代弁物件、不行発価銀一万六千余両。[17]

とあり、代弁の費用一万六千余両を商人に渡さず、着服したほか、

刑部議覆、江蘇巡撫彰宝奏、原任両淮塩運使盧見曽、隠匿提引銀両、私行営運寄頓、照例擬絞、監候、秋後処決。応如所奏。従之。[18]

とあり、提引銀両を隠匿し、それを商人に貸し与えて運用（＝営運）させたり、[19]他人に預けたりした罪で絞に擬せられている。[20]

なお、盧見曾に関しては、興味深い事実がある。

疑獄事件が発覚すると、それに関係したと見られる官員については家産を調査してその差し押さえ(＝査封)を行なうが、盧見曾の徳州での家産を調査した折、家中には銭数十千があるばかりで、金銀首飾・衣物もまたほとんど存在しなかった。[21]これは事前に他家へ貲財を預け隠匿(＝寄頓)したためであった。ここで、この事件の発覚を事前に洩らした人物の存在が予測された。

大学士劉統勲等奏。審訊盧見曾寄頓貲財一案、先後究出向盧見曾認為師生之候補中書徐歩雲、伊戚翰林院侍読学士紀昀、并軍機処行走中書趙文哲、軍機処行走郎中王昶、漏洩通信、応照例擬徒。其刑部郎中黄駿昌、信口伝説、業経革職、応毋庸議。得旨、徐歩雲与盧見曾、認為師生、此等緊要案件、敢於私通信息、以致盧見曾予行寄頓、甚属可悪。著発往伊犁、効力贖罪。紀昀瞻顧親情、擅行通信、情罪亦重。著発往烏魯木斉、効力贖罪。余依議。

とあるによれば、盧見曾に機密を洩らしたのは候補中書徐歩雲・翰林院侍読学士紀昀・軍機処行走中書趙文哲、軍機処行走郎中王昶・刑部郎中黄駿昌であった。この中で注目されるのは徐歩雲であり、彼は、揚州の書院において盧見曾とは師弟――盧見曾が師、徐歩雲が弟子――の関係であり、また、紀昀は盧見曾の子盧謙の妻が自分の娘であることから、両淮塩政における疑獄事件の発覚を盧見曾に密告したのであった。[23]彼らは、先に見た通り徒罪に処せられている。

さらに、この事件の重要人物が一人いる。それは楊重英という人物である。

彼の経歴については『乾隆檔』第三一輯、四二六頁、乾隆三十三年七月二十六日、尤拔世に次のようにある。

伏査、楊重英初任通州運判、至乾隆十九年閏四月陞授監掣同知、至乾隆二十五年六月卸事、計在監掣任内、六年有余。伊交卸監掣同知印務後、経塩政高恒奏准、留於両淮弁差、於乾隆二十七年二月奉旨補授揚州府知府、在任三年、及陞任道司、又約有二載。伊在両淮服官最久、塩政吉慶高恒・普福、皆為統轄上司相待俱好、其監掣任内之本官運司、惟盧見曾一人、緣盧見曾、係乾隆十八年到任、至二十七年九月卸事、楊重英与盧見曾、上下同官一気十載、逢迎結納、朋比営私、誠如聖諭、実情理所必有。……(中略)……又拠各商供称、楊重英係吉慶喜悦保陞監掣同知……

つまり、彼は、乾隆十四年に通州運判に就任して以来、[24]三十年まで、実に十六年の長きにわたって両淮の地に在官したのであり、しかも、各塩政との関係もよく、吉慶からは保陞を受け、また、高恒からは、弁差のために揚州に留まるよう奏准を受けている。

『実録』乾隆三十三年七月戊戌に、

戊戌、諭軍機大臣等、拠彰宝等査奏、楊重英寄頓商衆営運、及交同知程堂収貯銀、共有五万二千余両。

とあるように、彼は多額の銀両を商人に預け運用（＝営運）させていたのである。[25]

また、彼は、『実録』乾隆三十三年八月丙辰に、

諭、拠彰宝等査出、楊重英於監掣同知任内、自乾隆十九年、至二十六年、勒詐両淮商衆贓銀、三万五千余両之多。

とあり、塩商に強要して、銀両を索取するなどのこともしていた。しかし、楊重英が如何に処分されたかについては、この史料の後文に、「逐一查明、厳加議処」とあるばかりで、最終的にいかに結審したかについて、管見の限り、『実録』には、その記述がない。

最後に、商人の処分について見てみよう。

当然、商人らがこの事件以前に得た職銜は剝奪されてはいるが、塩商として営業することは認められている。但し、預提塩引に関わる余利銀等の分賠が命ぜられたのである。この節の冒頭に述べたように、預提塩引に毎引三両ほど付加される余利銀には、六百数十万両の未繳分があり、これに、一応開銷されてはいるものの「浮開」とみなされるもの、また、各塩政及び家人等に着服されるなどしたものを加え、総計一千十四万一千七百六十九両六銭を分賠することが命ぜられている。[26] しかし、『清史稿』巻一二三、食貨四によれば、

其款勒商追賠、至四十七、四十九両年、乃先後豁免三百六十三万二千七百両有奇。後遇大経費、商人但藉輸将之数、分限完納。一二限後、率皆拖欠。

とあり、結局は完賠されなかったようである。

『実録』を中心として、この事件を概観してきたが、この事件には、塩政の差遣傾向、塩引の預提と貢物の買弁、営運生息銀等の問題がある。次節からは、これらについて具体的に見ていくことにする。

二、康熙〜乾隆期の関差及び塩政の差遣傾向

まず、この事件の中心人物である高恒と普福の経歴を見てみよう。

高恒、字立斎、満州鑲黄旗人、大学士高斌子
乾隆初　戸部主事（以廕生）
戸部郎中
山海関監督
淮安関監督
張家口監督
署長蘆塩政
天津総兵
22　両淮塩政
29　上駟院卿（仍管両淮塩政）
30　署戸部侍郎
総管内務府大臣
32　署吏部侍郎[27]
普福、満州鑲黄（正黄）旗人[28]
乾隆14　淮安関監督（以内務府六庫郎中）
17　両淮塩政
19　長蘆塩政
20　両淮塩政
22　淮安関監督[29]（～28年6月18日）
28～29　不明。
29　蘇州織造（兼管滸墅関監督）
30　両淮塩政

右によってわかる通り、この両人は長年にわたり、各塩政・常関監督を歴任したという経歴上共通の特徴を持っている。ここで、この「両淮塩引案」の背景の一つとして、康熙・雍正・乾隆期における常関監督差遣の傾向を見ていくことにしよう。[31]

乾隆年間における常関監督任命の種別について乾隆『大清会典』（以下『大清会典』は編纂年号によって『乾隆会典』等と略す。）巻一六、戸部、関税には次のようにある。

凡直省関務、或差京官監督、或以督撫総理、或以将軍・織造・塩政兼理。京差由部疏請、歳周更代。督撫委所属道府専司之、具疏以聞。

つまり、①京官の差遣によるもの、②督撫（とくに巡撫）の兼理によるもの、③将軍・織造・塩政の兼理によるものに分けられるというのである。これを乾隆十八年の税収順位に従って表にすると表2のようになる。

これからまず気付く傾向は、内務府関連の官（内務府官及び織造等）の優越である。すなわち、(1)粤海関、(2)滸墅関、(3)九江関、(4)淮安関、(8)南北新関、(12)竜江西新関、(13)京師崇文門が内務府関連の官で監督されているのである。巡撫の兼管による関が(5)蕪湖関を最大

表2　乾隆18年における税収及び監督の差遣

関　名	乾隆18年税収	監督の本官
(1)粤海関	515,188	①内務府官
(2)滸墅関	495,226	②蘇州織造
(3)九江関	354,234	①内務府官
(4)淮安関	325,163	①内務府官
(5)蕪湖関	316,825	②安徽巡撫
(6)閩海関	314,448	③福州将軍
(7)鳳陽関	287,920	②盧鳳兵備道
(8)南北新関	216,562	③杭州織造
(9)揚州関	201,908	②江蘇巡撫
(10)夔関	163,114	②四川巡撫
(11)太平関	137,297	②広東巡撫
(12)竜江西新関	129,915	③江寧織造
(13)京師崇文門	102,175	①内務府官
(14)贛関	90,682	②江西巡撫
(15)浙海関	87,654	②浙江巡撫
(16)江海関	77,509	②江蘇巡撫
(17)天津関	74,569	③長蘆塩政
(18)梧廠	63,008	未詳
(19)武昌廠	53,967	②湖北巡撫
(20)尋廠	45,820	未詳
(21)臨清関	43,305	②山東巡撫
(22)荆関	41,617	①中央司官
(23)山海関	32,200	①中央司官
(24)閩安関	23,365	未詳
(25)張家口	20,000	①中央司官

①京官からの差遣
②督撫の兼官
③将軍・織造・塩政兼理。

税収については乾隆会典により、監督の本官については，各地方志，及び『乾隆檔』より大体の傾向を示した。

とするのに比較すれば、内務府関連の官の常関監督差遣における優越性は明らかであろう。この諸関のうちから、(1)粤海関、(2)滸墅関、(3)九江関、(4)淮安関、(7)鳳陽関を選んで康熙十年[32]から乾隆六十年までの常関監督の任官者を列挙したものが次の表3である。これに従ってまず康熙年間から傾向を見ていくことにしよう。

ここでまず注目されるのは、部分的な地方官による兼管を除き、五関全てにおいて関差が一年ごとに交代していることであり、また再任が全くといっていいほどないことである。これは、『雍正会典』巻五二、戸部、関税に、

（康熙）八年覆准、各関仍令六部満漢官員、論俸掣差。先差過者、不准再差。

とある規定に沿うものである。さらには、再任禁止の規定は異なる関の間にも適用されるのであろう。ある関の監督を経験した後、他の関の監督に就くという例がほとんど見られないというのも、この時期の重要な特徴である。「掣差」の「掣」とはくじびきの一種である掣籤のことであると考えられるが、これによって関の監督が選任されたということによって、再任の禁止、任期一年の原則の背景には、関差就任に対する官界の強い欲求が存在し、そのために定額以外の税収――いわゆる贏（盈）余銀両――を私得することができる関差という「美欠」をなるべく多くの官員に開放しなければならないという必要性が存在したと考えられる。

しかし、康熙末年になると変化があらわれる。それは、毎年の定額を満たし得ない関がでてくるようになり、それらが地方官の兼管に付されるようになるのである。ここでは、鳳陽関がそれにあたる。[33] さらに康熙六十一年に至り、雍正帝はこれを全国の常関に拡大適用することを決定するのである。[34] これを受けて、粤海関は広東巡撫、滸墅関は江蘇巡撫、淮安関は漕運総督、九江関は江西巡撫、鳳陽関は安徽巡撫の兼管となる。地方官兼管制の施行は、管関監督による関税盈余の私得の否定を意味するが、それはまた、関税盈余の私得と深い関係にあった監督の任期一年、再任・重任の禁止という原則の崩壊をも意味するものであった。

しかし、全国的な地方官兼管制は長くは続かなかった。雍正元年、漕運総督の兼管に委ねられていた淮安関へ、光禄寺少卿慶元が差遣され、関差制が復活したのを皮切りに、乾隆前期にかけて、滸墅関・九江関・粤海関等の大関が次々に地方官兼管制から脱落していく。すなわち、滸墅関は蘇州織造の兼管により、九江関と粤海関は内務府官の差遣によって管理されることになったのである。この結果、乾隆十年代には、先引した『乾隆会典』の規定のごとく、中央官庁司官によって管理されるも

表3　康熙10年～乾隆年間の大関監督一覧

	粤海関	浙堅関	淮安関	九江関	鳳陽関
康熙10			丹代	金世卿，劉毅，申奇猷	鄂起礼，盧元培
11			陳擎昌	舒波布，佟国琦 尚天禄	達哈塔，田慶曾
12		陳常夏	耿變忠	劉果	楊鑑岳
13		郭里	薛坤	郭孝	譚洪憲
14		碩羅	他納庫		〈高必大〉鳳陽府知府
15		高瑱	翁英		〈　〃　〉の兼管
16		汪世遷	鄂愷		〈　〃　〉
17		鄂木愷	李耀祖		〈　〃　〉
18		陶羅	紀爾塔渾，德明		〈耿継志〉
19		年哈	劉秉思		〈　〃　〉
20		鄂屯	杜能格		詹布礼
21		長命	伊塁		禅布
22		黄熊	馬士貞	阿喇密	王之麟
23		高必泓	江映鯤	張天覚	蘇爾特
24	宜爾格図	蔡音達	杜琳	尹泰	思丕
25	〃	桑格◎	席特庫	辛保	戴訥
26	観音保◎	禅代	奈馬代	伊世泰	安格庫
27	莫音保	桑豪	莫礼普	蕭永藻	郭礼
28	舒恕	閻承詔	蔣洪緒	李錫	孫起綸
29	李杰	伊道	夏宗瞬	譚日章	白特
30	龔翔麟	馬逸姿	費雅漢	劉起竜	宋永康
31	陳学變	布達理	席爾登	陳国柱	張進孝
32	黒色	渾哲	克什特	科爾坤	敖布庫
33	沙里布	来保◎	桑格◎	張懋賦	勒德
34	謝雲従	董殿邦	西爾図	王鳴裂	魏純仁
35	馬雲祥	王藻図	達爾漢	劉元禄	艾色
36	呉礼善	瓦爾達	瓦哩哈	鄂斉礼	梁允淳
37	黒申	図爾親	羅密	喇木章	宝柱
38	索爾弼	索爾敏	馬爾漢	尼什哈	額林徹，伍什
39	薩哈連	舒古鼎	邁図	鄂奇	雅爾布
40	費揚古	王士俊	鄂穆索	保徳	朱満
41	海寿	舒蘭	査林布	鄂倫泰	額爾徳
42	孫斌	来保◎	納言	呉進泰	孫塔
43	安泰	納漢泰	達色	荆山	〃
44	卓仏和	巴錫	図爾	雅祿	薩哈斉
45	徳政	李延禧	哈代	朱爾錫	金泰
46	〃	額克青格	勒奇納	朝爾代	碩色
47	常索	図巴海	松山	保住	全宝
48	査爾布	華善	希達	趙徳	〃
49	李国屏	清海	窪哈哩	邵宝	阿哈納
50	紀賚	劉武	蘇赫	莽吉禄	劉柱
51	巴頼	巴泰	〃	勒色里	鄂起
52	〃	招金泰	森図	達哈塔	法僧，巴福寿
53	韓楚漢	佩図	党古札	舒琳	胡新泰
54	哈爾金	索柱	呉爾賚	達錫	羅岱
55	〃	呉善	常徳	雅図	〈梁世勛〉安徽巡撫

56	明德	蘇爾禪	薩木岱	開泰	〈李世竜〉 〃
57	観音保◎	忒蘇	額爾德赫	喀賽	〈 〃 〉
58	馬泰	莽鵠立	〈趙世顯〉河督	阿爾黒図	〈 〃 〉
59	傅德	喀爾吉善	〃	尚義図	〈 〃 〉
60	五十一	斉鼐	〃		〈 〃 〉
61	薩克素		〈呉存礼〉江蘇巡撫		〈 〃 〉
雍正元	那山	張廷枚	〈張大有〉総漕，慶元		〈 〃 〉
2	〈年希堯〉広東巡撫	〈何天培〉署理江蘇巡撫	慶元	※〈張景民〉南康府知府	〈 〃 〉
3	〈楊文乾〉広東巡撫	〈胡鳳翬〉蘇州織造	〃	〈 〃 〉	〈魏廷珍〉 〃
4	〈 〃 〉	〈高斌〉 〃	年希堯	〈劉均〉饒南九道	〈 〃 〉
5	〈 〃 〉	〃	〃	〈 〃 〉	〈 〃 〉
6	〈 〃 〉	〈李秉忠〉蘇州織造	〃	〈 〃 〉	〈 〃 〉
7	祖秉圭	〃	〃	〈 〃 〉	〈程元章〉 〃
8	〃	〈高斌〉江蘇布政使 〈海保〉蘇州織造	〃	〈蔡学瀛〉九江府知府	〈 〃 〉
9	〃	〈海保〉 〃	〃	〈 〃 〉	〈 〃 〉
10	〈毛克明〉広州城守副將	〃	〃	〈劉均〉饒南九道	〈徐本〉 〃
11	〈 〃 〉	〃	〃	〈 〃 〉	〈 〃 〉
12	〈 〃 〉	〃	〃	〈蔡学瀛〉九江府知府	〈范燦〉廬鳳道兼官
13	鄭五賽	〃	〈楊応琚〉知府 〈孔伝燒〉元南駅塩道	〈董文偉〉南康府同知	〃
乾隆元	〃	〈海保〉 〃	〈董鶴鳴〉鎮江知府 唐英◎	〈郎燦〉九江府知府	〃
2	〃	〈邵基〉巡撫 〈海保〉蘇州織造	唐英◎	〈李根雲〉広饒九南道	〈畢誼〉廬鳳道
3	〃	〈海保〉 〃	〈三保〉両淮塩政	〃	〃
4	〈王安国〉広東巡撫	〈安寧〉〈愛必達〉布政使	準泰，〈托時〉総督	唐英◎	〈高越〉 〃
5	〈 〃 〉	〈図拉〉蘇州織造	李英，伊拉斉◎	〃	〃
6	〈朱叔權〉督糧道	〃	伊拉斉◎	〃	〃
7	伊拉斉◎	〃	〃	〃	〃
8	〈策楞〉将軍	〃	〈徐德裕〉淮揚道，倭赫	〃	〈陳法〉 〃
9	〈 〃 〉	〃	倭赫	〃	〈礼山〉 〃
10	〈準泰〉広東巡撫	〃	〃	〃	〈書山〉 〃
11	〈 〃 〉	〃	〃	〃	〈和其衷〉 〃
12	〈策楞〉総督	〃	〃	〃	〃
13	〈岳濬〉巡撫〈碩色〉総督	〃	〃	唐英◎	〈孔毓秀〉 〃 〈毛旭旦〉 〃
14	〈碩色〉総督	〃	普福◎	唐英◎	〈許松佶〉 〃
15	〈蘇昌〉総督 唐英◎	〃	〃	〃	〃
16	李永標◎	〃	〃	〈朱若炳〉九江府知府	〃
17	〃	〈台柱〉臬司	高恒◎	惠色	〈尤拔世〉◎ 〃
18	〃	〈安寧〉織造◎	〃	唐英◎	〃
19	〃	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〈楊応琚〉総督	〃	〈郭永寧〉知府 伊拉斉	〃	〃
21	〈 〃 〉	〈瑞保〉，〈安寧〉織造	伊拉斉，高恒◎	〈董榕〉九江府知府	〈宝善〉
22	〈 〃 〉	〈安寧〉織造	普福◎	尤拔世◎	〃
23	〈陳宏謀〉総督	〃	〃	〃	〃
24	尤拔世◎	〃	〃	舒山	〈麗柱〉 〃
25	〃	〃	〃	〃	〃
26	〃	〃	〃	〃	〃

27	〃 〈蘇昌〉総督	〈陳宏謀〉巡撫 〈金烱〉蘇州織造 〈薩載〉蘇松兵備道	〃	〃	〃
28	方体浴◎〈蘇昌〉	〈薩哈岱〉蘇州織造	〈高晋〉総督，富貴	海紹	〈李永標〉◎ 〃 〈卓爾岱〉 〃
29	方体浴◎	〈普福〉◎ 〃	富貴	〃	〈卓爾岱〉 〃
30	〃	〈薩載〉 〃	〃	海紹〈唐琦〉駅塩兼巡貴臨道	〃
31	徳魁	〃	富貴，〈普福〉両淮塩政 〈李宏〉	海紹	〃
32	〃	〃	方体浴◎	〃	〈李質穎〉◎ 〃
33	〃	〃	〃	舒善〈唐琦〉 〃	〃
34	〃〈李侍堯〉督	〃	〃	伊齡阿◎	〈寅保〉 〃
35	徳魁	〈舒文〉 〃	〃	〃	〈富綱〉 〃
36	〃	〃 〃	〃	〃	〃 〃
37	〃	〃	〈国棟〉道官 〈陶易〉知府 国棟	〃	〈棟文〉 〃
38	〃〈李侍堯〉総督	〃	伊齡阿(37.11から)	全徳◎	〃
39	李文照，徳魁	〃	〃	〃	〃
40	徳魁	〃	寅著◎	〃	〃
41	〃	〃	伊齡阿◎	〃	〈王站住〉 〃
42	〃〈楊景素〉	〃	〃	〃	〃
43	図明阿	〈全徳〉◎蘇州織造	寅著◎	全徳〈李瀚〉 〈李舜〉按察使	〈基厚〉 〃
44	〃	〃	〃	〈額爾登布〉◎分巡広饒九南兵備道の兼管	〃
45	〈巴延三〉総督	〃	〈何文燿〉，〈西寧〉 徴瑞◎	〃	〈勒保〉 〃
46	伊齡阿，李質穎◎	〃	〃	〃	〃
47	李質穎◎	〈四徳〉 〃	全徳◎	〃	〈永保〉 〃
48	〃	〃	〃	〃	〃
49	穆騰額	〃	福海	〈穆克登〉分巡広饒九南兵備道	〃
50	〃	〃	〃	〈虔礼保〉 〃	〃
51	〃 仏寧	〃	〃	〈海紹〉 〃	〃
52	仏寧	〃	〈李奉翰〉	〃	〃
53	〃	〃	徴瑞◎	〃	〈和齡〉 〃 〈述徳〉 〃
54	仏寧〈図薩布〉巡撫 〈善徳〉将軍 額爾登布◎	〈奇豊額〉 藩司 〈徴瑞〉◎	董椿	〈善泰〉 〃	〈述徳〉 〃
55	額爾登布◎ 〈郭世勲〉巡撫	〈徴瑞〉◎	〃	〈福昌〉 〃	〃
56	〃	〃	〃	〃	〈丁王昌〉 〃
57	盛住◎(56.12から)	〈奇豊額〉巡撫 〈五徳〉	〃	〈福英〉 〃	〃
58	〃 〈福昌〉将軍	〈五徳〉	盛住◎	〃	〃
59	蘇楞額(58.8)から	〃	〃	〃	〃
60	舒亶(59.10)から	〈奇豊額〉，〈徴瑞〉◎	〃	〈全徳〉◎ 〃	〃

凡例 〈 〉地方宮による兼管(蘇州織造を含む)
( ) 暫理
◎同一，もしくは異なる関で二度以上監督となったもの

註 ※雍正2年～乾隆3年の九江関は江西巡撫が監督を兼管し、所載の官に遺委したものであると思われる。

典拠 粤海関…道光「粤海関志」巻七、設官
浙墅関…香坂昌紀氏「清代浙墅関の研究Ⅰ」より
淮安関…「続纂淮関統志」巻八題名及び光緒「淮安府志」巻十一、職官
九江関…同治「九江府志」巻二五、職官。なお雍正元年までの差遣年次は引用者の推定。そのため、康熙末年には3年のズレが生じる。
鳳陽関…光緒「鳳陽府志」巻六下、秩官表

表4　関差(管関監督)を歴任したもの

康熙	観音保	粤海関　26年，57年			
	桑格	滸墅関→淮安関			
	来保	滸墅関　33年，42年(但し、旗が異なり、別人の可能性あり。)			
雍正・乾隆	海保	蘇州織造(雍正8，乾隆元)	乾隆	徳魁	粤海関(乾隆31，49)
	唐英	淮安関→九江関→粤海関→九江関		伊齡阿	九江関→淮安関(乾隆37，41)
	安寧	滸雲関(乾隆4，18)		寅著	淮安関(乾隆40，43)
	伊拉斉	淮安関(乾隆5，20)		全徳	九江関→蘇州織造→淮安関→九江関
	普福	淮安関(乾隆14，22)→蘇州織造		徵瑞	淮安関(46，53)→蘇州織造
	高恒	(山海関)→淮安関→(張家口)→淮安関		盛住	粤海関→淮安関
	尤拔世	鳳陽関→九江関→粤海関		李質穎	鳳陽関→粤海関
	方体浴	粤海関→淮安関		李永標	粤海関→鳳陽関

の、巡撫等の兼管によるもの、織造・塩政等の兼管によるものの三種に常関が大別される状態になるのである。

しかし、関差制が復活された場合でも、完全に、康熙年間の制度に戻ったわけではない。表3から、歴然とわかるように、雍正・乾隆年間の管関監督は二年以上にわたり在関して管関の任に当たるものが多く、また、度々再任も行なわれ、さらには、同一の人物で複数の関の監督を歴任するものも多数現われている。表3からそれを抜粋したのが表4である。こうした再任・重任が可能な関差選任の方法は、当然ながら、康熙期のような掣籤ではない。『実録』乾隆四十五年十一月辛卯に、

又諭、向来各部院司員、保送三庫・税差・銭局・坐糧庁等項、毎有将曽経得差人員、未隔数年、復行保送者。

とあるように、保送（保証して推薦すること）によって選任されているのである。保送によって、特定の範囲の人間が長年にわたって管関の任につくという傾向は、一つには、その人物の能力、つまり、いかに多くの税収をあげるかということが重視された結果であると考えられるが、理由はこればかりではない。乾隆帝はこれに続いて次のようにいう。

不知在京満漢司員、人数本多、此等得項較優之差、自応令其均霑普及、若出差未久、復予保送、則従未得者、未免多有向隅。嗣後、保送此等差使之員、其已経派過者、著於十年後、方准再送。如堂官等、違例朦混保送、経朕査出、及被人参奏者、即照徇庇例議処。著為令。

これによれば、乾隆帝は、かかる再任等の頻出に難を示しているのである。ところが実際には、徵瑞が、五十四年、六十年と十年を置かず淮安関監督とな

っており、大関監督の差遣傾向においては、この上諭の前後でほとんど変化はない。ここで、「如堂官等、違例朦混保送、云々」とわざわざ明記していることから、少くともこれ以前の再任・重任の頻出は、帝に管関監督等の推薦をする段階で官僚体系内部において何らかの操作が行なわれ、それによって少数の人員へ管関監督のポストが集中していった結果であろうと思われる。こうした再任・重任の傾向が、この上諭の下された乾隆四十五年以降にも変化がないことから、やはりこれ以降も、そうした官界内部の操作が変りなく続けられたと考えられる。すなわち、管関監督＝関差という「美欠」――盈余を報解しても、それはなお「美欠」である――をめぐる官界内部の力関係が反映されているのである。

次に塩政＝巡塩御史の差遣傾向を見ていくことにしよう。

『雍正会典』巻五一、戸部、課程三、塩法下、塩法通例に、

凡官員監理、順治初、差長蘆・両淮・両浙・河東巡塩御史、各一員、総理直隷・山東・江南・湖広・江西・河南・浙江・山西・陝西塩務、一年更差。其福建・広東・広西・四川・雲南・貴州六省塩政、舊隷巡按、後改隷巡撫。

とあり、各行塩区の管理には、巡塩御史によるものと、巡撫によるものの二種があったことがわかる。この巡塩御史によって管理されるもののうち、両淮・長蘆・河東の三つの行塩区を選び、その塩政＝巡塩御史を表にしたのが次の表5である。ここでまず注意を引くのは、この差遣の傾向が大関の関差の差遣傾向に非常に類似していることである。康熙十年に、満漢各一員を差遣する制度が改められて以来、康熙六十一年まで少数の例外を除いて[35]、任期一年の制度が厳密に守られている。また、康熙四十三年から五十六年にかけて曹寅と李煦が、ほぼ交代して両淮塩政の任に就いていること、並びに邁色が二十八年も経た後、再任されている（但し同一人物かどうかは定かではない）のを除き全く再任がない。また異なる塩区の塩政を歴任する例も両淮河東の塩政となった常寿以外には見られない。さらには、塩政中に占める満州人の比率は高く、康熙二十年代以降の両淮・河東、四十年代以降の長蘆では、漢人（漢軍八旗を除く）の塩政はほとんど見られなくなる。

これが、雍正期に入ると全く様相を変える。両淮・長蘆では塩政の任期が長期化し、河東の塩政は地方官の兼管となる。これも関差の場合と非常に類似しているといえよう。しかも、この地方官兼管も大関関差の地方官兼管制同様、長くは続かず、雍正十三年以降は塩政が再び差遣されることになるのである。

次いで乾隆年間は全くこの雍正年間の傾向を継承することになる。任期はますます長期化し、同一の塩政に十年以上も在官するものさえ出るようになるのである。加えて、再任も度々行なわれ、両淮塩引案の中心人物、普福は三度、延べ八年の長きにわたって、同じ両淮塩政の任に就いているのである。次に、異なる塩区の塩政を歴任しているものについて注目すれば表6のようになる。このような、再任・重任や異なる塩区塩政の歴任によって、乾隆期の塩政ポストもまた関差の場合同様、かなり狭い範囲の人間によって占められていたということができるのである。

さて、表3と表5の乾隆期の部分及び表4を見比べると、そこに列挙されている名が非常に似かよっていることに気づくであろう。そこで、各関及び塩政を歴任したものを表にすると表7のようになる。雍正・乾隆年間においては関の監督を経験したものの多くが塩政の任にも就いているのである。これは先にも述べたように利益の多い職欠を争う官界内部の力関係が反映したものであるとともに、これらが同じく経済流通に関係したポストであることから、その途に熟練した人物をこれらのポストに就かせ、より多くの税収を獲得しようとする清朝国家の意図が反映したものであろうと思われる。管関監督が塩政に関係するのは、塩船を関上で稽査するばかりではなく、次のような場合がある。

刑部左侍郎臣黄炳等謹奏、為奏聞事。竊查慶元嚇詐潘尚智一案、…（中略）…今将伊用事家人陳八夾訊、…（中略）…臣等復問其、「此外有無借放与人」。拠供「我主児有四万両銀子、借与塩商程樹先、是分半利息、去年九月裡、我進京去了。是余二経手的。我也有一千両銀子、借与他生息、是二分利銭、此事梅七知道」等語。…（中略）…拠程巨函供「我児子往京裡去了。我児子、平日時常、与陳八・余二相与往来、是実。今陳八既説、我児子借他四万一千両銀子、我情愿認還」…（中略）…竊、巨函淮北商人、縁塩船経過淮関、屢被前任慶監督揹勒遅留、商男程樹先至関催船、因与内使余二・陳八相識、不料伊等自雍正三年九月起、陸続借与商男銀四万一千両。今陳八供出。[36]

これは雍正元年～四年の淮関監督慶元が多量の銀両を私得したことに関する奏摺であるが、彼は関税収入の一部を塩商に貸与し利息をとっていたのである。これは管関監督の正当な業務ではないが、こうした面で、管関監督は既に塩商と関係を持っていたのである。こうした関係を清朝は利用したのではないだろうか。しかも、こうした塩商相手に、公的な財政収入を資本とした高利貸的経営を実行するには、一年の任期では不可能であり、長期の任期を必要としたといってよいであろう。

表5　康熙10年～乾隆年間の両淮・長蘆・河東塩政一覧

	両淮	長蘆	河東
康熙10	陳可畏，色克德	謝兆昌，花尚	楊維喬，穆成格
11	聶爾古	哲備	常書
12	劉錫	拉自	何元英
13	魏双鳳	凱音布	朱尚義
14	戈英	賀爾渾	斉世布
15	席珠	呂朝潤	鞠珣
16	郝浴	遵色	徐誥武
17	〃	劉安国	傅廷俊
18	布哈	伊拉哈	曽寅
19	丹代	洪之傑	黄斐
20	堪泰	房廷正	傅喇塔
21	裘充美	喇占	何嘉祐
22	張志棟	戴通	馬爾漢
23	査納哈	蔣鳴梧	満丕
24	舒書	任玥	李時謙
25	噶薩里	嚴曽渠	覚羅勒信
26	陶式玉	布爾海	図納哈
27	徳珠	王承祜	法爾哈
28	穆舒	江繁	郝惟謙
29	呉達哈	顧鐔	索里
30	喀拝	阿爾賽	格爾特
31	観音布	顧素	賽図
32	賈色	余泰来	法特哈
33	常寿	色爾里	勒貝
34	雅図	周士皇	麻色
35	辛保	劉柱	赫明徳
36	穆書	赫雅図	頼都
37	卓琳	張泰交	蘇克済
38	阿爾法	陳斉永	常寿
39	赫碩色	劉灝	節什
40	満普	赫寿	呉大禅
41	羅瞻	陳嘉績	沙渾
42	噶世図	鄂岱	馬爾泰
43	〈曹寅〉	常綬	劉子章
44	〈李煦〉	遵色	孫柱
9	吉慶	伊拉斉	〃
10	〃	〃	衆神保
11	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃
13	〃	麗柱	〃
14	〃	〃	慶恩
15	〃	高恒	楊作新
16	〃	〃	西寧
17	普福	吉慶	薩哈岱
18	〃	倭赫	〃
19	吉慶	普福	〃
20	普福	官著	西寧
21	〃	〃	〃
22	〃	〃	那俊
23	高恒	〃	(西寧)薩哈岱
24	〃	〃	薩哈岱
25	〃	〃	〃
26	〃	金輝	〃
27	〃	達色	李質穎
28	〃	高誠	〃
29	〃	〃	〃
30	普福	〃	〃
31	〃	〃	〃
32	〃	〃	達色
33	尤拔世	〃	(普福)，(薩哈岱)
34	〃	李質穎	固世衡
35	李質穎	西寧	〃
36	〃	〃	瑋齡
37	〃	〃	〃
38	〃	〃	〃
39	〃	〃	〃
40	伊齡阿	〃	〃
41	〃	〃	〃
42	寅著	〃	〃
43	伊齡阿	〃	巴延三
44	〃	〃	〈雅徳〉

45	〈曹寅〉	訥音布	呵哈善
46	〈李煦〉	桑格	巴克善
47	〈曹寅〉	斉什	特默德
48	〈李煦〉	温達理	覚羅常泰
49	〈曹寅〉	常保	徳貝
50	〈李煦〉	穆哈連	袁保柱
51	〃	倪満	関保柱
52	〃	希禄	噶世図
53	李陳常	楊保	海保
54	〃	田文鏡	花色
55	〈李煦〉	談尚腎	阿哈納
56	〃	〃	張国陳
57	張応詔	連肖先	舒庫
58	〃	殷達礼	汪国弼
59	〃	莫爾洪	宗燕
60	〃	孫塔	朱之理
61	魏廷珍	傅賚	殷徳納
雍正元	謝賜履	莽鵠立	傅寧 〈年羹堯〉
2	噶爾泰	〃	〈年羹堯〉川陝総督
3	〃	〃	〈馬喀〉西安布政使
4	〃	顧琮，馬礼善	〈許容〉西安按察使 〈塞欽〉西安按察使
5	〃	莽鵠立，鄭禅宝	〈碩色〉西安按察使
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃
8	伊拉斉	斎士斎	〈碩色〉西安布政使
9	〃	〃	〃
10	高斌	鄂礼	〈楊馝〉西安布政使
11	〃	(兼管天津鈔関)	〃
12	〃	三保	〈程仁圻〉西安布政使
13	〃	〃	孫嘉淦
乾隆元	尹会一	〃	蘇赫臣
2	三保	準泰	定柱
3	〃	官達	〃
4	〃	(安寧)(伊拉斉)	〃
5	準泰	三保	〃
6	〃	〃	白起図，尚琳
7	〃	〃	吉慶
8	〃	(傅清)伊拉斉	〃
45	〃	〃	〈喀寧阿〉
46	図明阿	伊齡阿	〈雅徳〉〈譚尚忠〉
47	伊齡阿	西寧，徴瑞	〈晟起〉
48	〃	徴瑞	〃
49	全徳	〃	〃
50	〃	〃	〈伊桑阿〉
51	〃	穆騰額	〈福崧〉〈勒保〉
52	徴瑞	〃	〈明興〉
53	全徳	〃	〈海寧〉
54	〃	〃	
55	〃	〃	
56	〃	〃	
57	〃	〃	
58	巴寧阿，董椿	巴寧阿，徴瑞	
59	董椿	徴瑞	
60	蘇楞額	方維甸	

凡例 〈 〉兼管
( )暫理

典拠 両淮…同治『両淮塩法志』巻三四、職官三
長蘆…嘉慶『長蘆塩法志』巻一四、職官下
河東…乾隆『河東塩法備覧』巻三、官職門

表6　乾隆年間塩政を歴任したもの

三保	長蘆塩政→両淮塩政→長蘆塩政
伊拉斉	両淮塩政→長蘆塩政
普福	両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政→(離任)→両淮塩政
高恒	長蘆塩政→両淮塩政
伊齡阿	両淮塩政→(離任)→両淮塩政→長蘆塩政
徵瑞	長蘆塩政→両淮塩政
李質穎	河東塩政→両淮塩政

表7　複数の関を歴任あるいは塩政を歴任したもの

康熙年間	
丹代	淮安関→両淮塩政
観音保	粤海関26年，57年
遭色	長蘆塩政16年，44年
桑格	滸墅関→淮安関
来保	滸墅関33年，42年
常寿	両淮塩政→河東塩政
雍正，乾隆年間	
高斌	蘇州織造(滸墅関)→両淮塩政
海保	河東塩政→蘇州織造　雍正8，乾隆元
三保	長蘆塩政→両淮塩政→長蘆塩政
唐英	長蘆塩政→淮安関→九江関→粤海関→九江関
準泰	長蘆塩政→淮安関→両淮塩政
安寧	長蘆塩政→滸墅関，乾隆4，18
伊拉斉	両淮塩政→淮安関→粤海関→長蘆塩政→淮安関
倭赫	淮安関→長蘆塩政
普福	淮安関→両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政(乾20)→淮安関→蘇州織造→両淮塩政
高恒	長蘆塩政→淮安関→(張家口)→淮安関→両淮塩政
尤拔世	鳳陽関→九江関→粤海関→両淮塩政
金輝	蘇州織造→長蘆塩政
薩哈岱	河東塩政→蘇州織造
方体浴	粤海関→淮安関
徳魁	粤海関(31．39)
伊齡阿	九江関→淮安関→両淮塩政→淮安関→両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政
寅著	淮安関→両淮塩政→淮安関
全徳	九江関→蘇州織造→淮安関→両淮塩政(49．53)→九江関
徵瑞	淮安関→長蘆塩政→両淮塩政→淮安関→蘇州織造
盛住	粤海関→淮安関
李質穎	河東塩政→両淮塩政→粤海関
李永標	粤海関→鳳陽関
麗柱	長蘆塩政→鳳陽関
西寧	河東塩政→長蘆塩政
蘇楞額	粤海関→両淮塩政

これらの表の中で、いま一つ注目すべき事柄があるが、それについては次の二つの史料を見ていただきたい。

奏為恭謝天恩事、竊、奴才荷蒙恩旨、仍管淮関税務、奴才兄西寧、又蒙皇恩巡視河東塩政。（『乾隆檔』第一〇輯、四七〇頁、乾隆二十年正月八日、管理淮安関税務郎中高恒）

普福与臣胞兄高誠、係児女姻親、臣受恩至深至重。臣兄高誠、西寧現皆獲罪。（同前　第一八輯、二三四頁、乾隆二十八年六月二十日、高晋）

これらによれば、高恒と西寧は弟・兄の関係（胞兄弟の可能性あり）であり、高晋と高誠は胞兄弟である。高晋は高恒の従兄であるから、高誠も高恒とは胞兄弟の関係にある。しかも、普福は、これらと姻親の関係になるのである。西寧と高誠の就任した官を『乾隆檔』によって検索し列挙すれば次のようになる。

高誠　乾隆16　山海関監督
　　28　長蘆塩政（33まで）
西寧　乾隆16　河東塩政
　　28　杭州織造（南北新関兼管）
　　35　長蘆塩政

また、両江総督・江南河道総督として有名な高晋も一時期、江寧織造を経験している。

このように高恒の一族は、乾隆年間、塩政関差・織造等の利権の多いポストのかなりの部分を占めるに至ったのである。こうしたポストにおける高氏勢力の伸長は、

高樸貪縦負恩、若此、較伊父高恒尤甚、不能念係慧賢皇貴妃之姪、高斌之孫。

と見える[38]ように、高恒の姉妹（則ち高斌の娘）が乾隆帝の貴妃になっており、これによって乾隆帝の寵遇もうけ、また、それによって官界内部でも大きな力を持っていたことに関係するようである。大関関差・塩政ポストが旗人の一部に独占されるという乾隆中期以降を象徴的に表わした存在ということができるであろう。

塩政の差遣傾向の時代による変化は、大関関差のそれとほぼ軌を同じくし、康熙年間には任期一年で更代する原則をほぼ忠

実に守り再任・重任はほとんど見られなかった。しかし、雍正期以降には大関の監督及び塩政の差遣においてこの原則は全くくずれ再任・重任が頻出するようになり任期は長期化した。こうして関差・塩政のポストは、ごく狭い範囲の人間――しかも共通の人間――によって占められるようになるが、その中で高恒・普福の属す高氏一族は、かなりの比重をしめる一族だったのである。こうした高恒・普福が相継いで同一のポストに着くということが両淮塩引案というこの事件の発覚を遅らせたことは間違いなく、しかも、この時期、同じく高氏に属する高晋が、塩政を総覧する立場にある両江総督の地位についていたということも、事件を発覚しにくくしたといえるであろう。

乾隆年間における塩政の任期の長期化は、一方では、経験ある人間の登用によって、より円滑な業務運営、あるいは税収入の増大をもたらしたと考えられるが、又一方では、長期化したゆえの非合法的行為――例えば私的な営運生息銀の貸付などの構造的に複雑な手段による行為――をも生みだす可能性をもつものでもあったといえるであろう。

註

(1) 拙稿「清代淮安関の構成と機能について」(『九州大学東洋史論集』第一四号、一九八五年)。

(2) 佐伯富氏『清代塩政の研究』(東洋史研究会、一九五六年刊)第三章、第一節参照。

(3) この事件については、既に佐伯富氏が「清代における塩務の疑獄について」(『東方学』三二号、一九六六年、『中国史研究』第二巻、一九七一年、東洋史研究会刊所収)で取り上げられているが、近年、『宮中檔乾隆朝奏摺』が台湾から刊行され、新たな史料を扱うことが可能となり、また、事件を生みだした官僚と塩商の関係についても、氏と筆者の間には、解釈に差異があり、再び取り上げて検討する必要があると思われる。

(4) 註(2)書、二二八頁、第五章第三節。

(5) 『宮中檔乾隆朝奏摺』(以下『乾隆檔』と略し、また『宮中檔雍正朝奏摺』は『雍正檔』と略す)第三〇輯、六六四頁、乾隆三十三年五月二十日、両淮塩政尤拔世の奏摺に初出。これが五月末日までには皇帝のもとに届いていたであろう。ただし、『高宗実録』に初出するのは六月七日である。

(6) 『実録』乾隆三十三年六月癸亥。

(7) 同右、乾隆三十三年六月辛巳。

(8) 同右、同年六月壬午。

(9) 『乾隆檔』第三一輯、二〇七頁、乾隆三十三年七月二日、江蘇巡撫彰宝。

(10) 『実録』乾隆三十三年七月癸巳。
(11) 同右、同年八月丙辰。
(12) 『乾隆檔』三一輯、五五一頁、乾隆三十三年八月十一日、江蘇巡撫彰宝・両淮塩政尤拔世。
(13) 『実録』乾隆三十三年九月丁酉。
(14) 同右、同年九月戊戌。
(15) 同右、同年六月辛巳。
(16) 註(13)に同じ。
(17) 『実録』乾隆三十三年八月丙辰。
(18) 同右、同年八月乙酉。
(19) 『乾隆檔』第三一輯、二九二頁、江蘇巡撫彰宝に

盧見曾尚有借給商人程永益等銀両、在楊営運等情。…(中略)…拠商人程永益之子、程樹首報、乾隆二十四年十月内、伊父程永益存日、立券借盧見曾銀五千兩……。

とある。営運生息銀については、第四節で扱う予定である。
(20) 『清稗類鈔』中華書局版第三冊、獄訟類「両淮塩引案」によれば、彼は処刑の前に獄死したとのことである。
(21) 『実録』乾隆三十三年七月癸巳。
(22) 同右、同年七月己酉。
(23) 『乾隆檔』第三一輯、三五三頁、乾隆三十三年七月十七日、劉統勲。
(24) 同治『両淮塩法志』巻三四、職官三。
(25) 『乾隆檔』第三一輯、二七四頁、乾隆三十三年七月八日、彰宝には、

拠洪肇根・汪燾供称、楊重英、託交商等、代為営運銀両、有一分五厘起息者、有止係一分起息者。乾隆三十一年歳底止、応得利息銀両、業経楊重英支取訖、自三十二年正月起、至本年六月底止、商人洪肇根名下該利銀、二千五百両、連本共存銀、一万三千五百両、商人汪燾名下該利銀、三千八百両、連本共存銀二万三千八百両、二共本利銀三万七千三百両。

とある。
(26) 『清稗類鈔』「両淮塩引案」。なお、上書の中の傅桓の奏のもととなったと推測されるものが『乾隆檔』第三一輯、五五四頁、乾隆三十三年八月十一日、彰宝・尤拔世にある。

(27) 『清史稿』中華書局版巻三三九による。
(28) 乾隆『淮関統志』巻八、榷使では「鑲黄旗人」とあり、同治『両淮塩法志』巻三四、職官では「正黄旗人」とある。
(29) 二十二年・二十三年の間は両淮塩政により兼管。
(30) 乾隆『淮関統志』巻八、榷使、同治『両淮塩法志』巻三四、『長蘆塩法志』巻一四、職官下、及び『乾隆檔』による。普福には管見の限り伝がなく、乾隆十四年以前の経歴はわからない。
(31) 滸墅関における監督就任の傾向は、香坂昌紀氏「清代滸墅関の研究I」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学第三号、一九七二年)参照。
(32) これ以前は、満漢併用の時期でもあり、また、記録がよく残ってもいないので年次が不明確で、ここでは検討しない。
(33) 『雍正会典』巻五二、戸部、関税に、

康熙五十五年、北新・鳳陽・天津三関監督、題報欠額奉旨、俟監督任満、交巡撫監収。

とある。なお、淮安関が五十八年に河道総督の兼管となった(直接には両河同知一人が管関する)のは、同書に、

議准、淮関税務、於両河同知内、揀選一人管理、毎年増節省浮費羨余銀十五万両。

とあるによれば、おそらく河道工事の財源を淮安関に求めたためであろう。
(34) 『世宗実録』康熙六十一年十二月辛酉。
(35) 康熙年間末期に両淮塩政の任期が不定期になっている。
(36) 『雍正檔』第六輯、七九五頁、雍正四年十一月二日、刑部侍郎黄炳・河道総督斉蘇勒・蘇州織造高斌。
(37) 『清史稿』巻三一〇、高斌に「子高恒……従子高晋」とある。
(38) 『清史列伝』巻一六、高斌。